

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震・土砂災害)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で80%以上の確率で発生するとされている。また南海トラフ地震が発生した場合の当町の震度予測は震度5強から6弱になると予測されている。

また、当町の土砂災害ハザードマップによると、主要店舗集積地域周辺は土砂災害特別警戒区域には指定されていないが、経営者やその家族が居住するエリアが土石流、急傾斜地崩壊など土砂災害警戒区域に指定されている。

(その他)

当町は、降水量の多い紀伊山地から紀ノ川河谷への変換点の山地に位置しており、高野山地区を中心に大小合わせて19の地区が狭小な平地に点在している。このため大雨や台風の影響を受けやすい地域である。特に平成25年9月の台風18号においては高野山地区の中心地である千手院周辺～小田原周辺地域が大雨による道路冠水、家屋浸水が発生し多大な被害を及ぼした。また平成30年8月の台風第20号、台風第21号では強風により多数倒木が発生し複数の国重要文化財が破損、広範囲に停電も発生し、完全復旧には数日間を要した。

令和5年6月に和歌山県北部で発生した線状降水帯により蓮花谷地域周辺が道路冠水、家屋浸水が発生し被害を及ぼした。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 250人
- ・小規模事業者数 230人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	28	28	町内に広く分散している
	製造業	25	23	町内に広く分散している
	卸小売業	105	96	大門～中の橋周辺に集まっている
	飲食業・宿泊業	46	40	町内に広く分散している
	サービス業	21	20	町内に広く分散している
	その他	25	23	

・当地域は観光地であるため、観光客相手の事業者が多い」「小売業・サービス業が多く、サプライチェーンにおいては下流に位置しているため事業が滞ることでサプライチェーンに大きな影響を与えることはそれほどない。

(3) これまでの取組

①当町の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	H24. 3	平成28年3月・令和2年3月・令和4年3月改訂
防災訓練の実施	H28. 11 R6. 3	高野町総合防災訓練 避難誘導訓練会
防災備品の備蓄	H24. 4以降	備蓄食料（1日分） ・水、アルファ化米
避難所運営リーダー養成講座	H29. 12・H30. 6・H31. 3・ R2. 7・R3. 3・R4. 3・R5. 3	のべ240人が参加

②当会の取組

項目	年月	備考
B C Pに関する国の施策の周知	H27. 3	チラシ配布80部
事業継続力強化計画についての周知	R1. 12	会報配布
事業継続力強化計画についての周知	R2. 8	会報配布
事業継続力強化計画についての周知	R2. 10	会報配布
事業継続力強化計画についての周知	R4. 3	会報配布

2 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる当会と当町との協力体制は漠然としたものであり、発災時にスムーズに機能するかは不透明。具体的なマニュアルを整備する必要がある。
- ・当会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。
- ・当会自体も発災後3日間程度の水や食料は確保しているが1週間～10日分の備蓄が出来ていない。
- ・当地域においては弘法大師信仰の影響が極めて大きく、「お大師さんが守ってくれるから高野町は大丈夫」的な雰囲気があり、いわゆる無関心層に該当する事業者が多い。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

4 その他

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（１）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・当地域においては災害そのものによる直接被害リスクよりも、発災後観光客が訪れない、訪れることが出来ないことによる間接被害リスクあること、またそうした場合に事業が継続できるのかを考えていただく事で無関心層に関心をもたせるために、適宜啓発チラシ等で個別に周知活動を行う。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・事業継続計画（令和3年作成）
- ・業務時間外に発災し、すぐに出勤できない場合、商工会役員を中心に災害対応を行う必要があるため、そのマニュアルを作成する。

③関係団体等との連携

- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

④フォローアップ

- ・状況の確認
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組について、会報配布時などタイミングを見て定期的に声掛けを行い、見直し等要望があれば都度対応していく。
- ・当会と当町とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（年1回の情報連絡体制・連携体制担当者会議に合わせて訓練を実施する）。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

② 応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(台風・豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「トタンや屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「トタンや屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

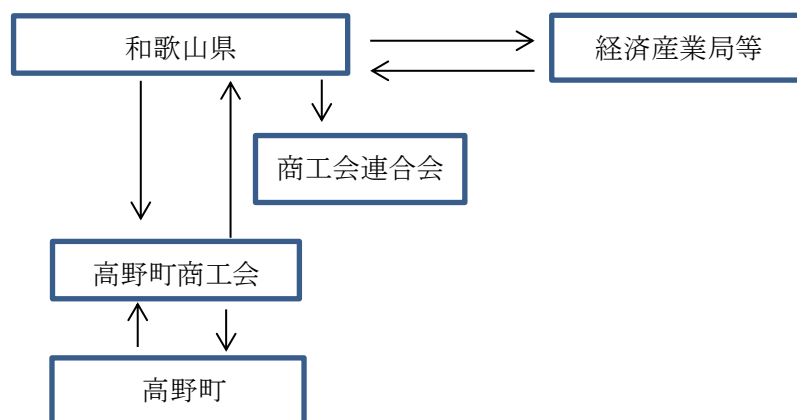
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間後～2週間	1日に2回共有する
2週間後～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や当町地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・当町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、当会及び当町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年1月現在)	
1 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等） 高野町商工会 法定経営指導員、経営指導員、 経営支援員、他職員  高野町 防災危機対策室、観光振興課	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 北山 恵将 （連絡先は下記3（1）参照） (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 (1) 商工会／商工会議所 高野町商工会 〒648-0211 和歌山県伊都郡高野町5-3-1 TEL：0736-56-2184 / FAX：0736-56-3296 E-mail：koya@theia.ocn.ne.jp (2) 関係市町村 高野町 観光振興課 〒648-0211 和歌山県伊都郡高野町高野山3-5-7 TEL：0736-56-2780 / FAX：0736-56-2770 E-mail：kankou@town.koya.wakayama.jp	
3 その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県へ報告する	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	100	100	100	200	200
・セミナー開催費	0	0	0	100	100
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高野町補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。